

令和7年3月5日
物流・自動車局旅客課**「タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業」の執行団体を公募します**

「タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業」の執行団体の公募を、3月5日（水）から開始します。
募集期間は令和7年3月5日～3月12日です。

国土交通省では現在の原油価格高騰を受け、国民生活等への不測の影響を緩和するため、LPガスを使用するタクシー事業者の燃料価格について時限的・緊急避難的に補助金を交付しています。このたびは標記の補助金交付事務を行う団体を公募します。

1 業務内容

別添の公募要領を参照ください。

2 公募スケジュール

公募期間：令和7年3月5日（水）～3月12日（水） 18時

3 提出書類・提出先

- ・申請書（様式1）＜1部＞
- ・提案書（様式2）＜1部＞
- ・採択審査を行う上での必要書類＜1部＞（会社概要（パンフレットなど）、直近の財務諸表など応募資格を有することが分かる書類）

【提出先】

＜郵送等の場合＞

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省物流・自動車局旅客課

「タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業」担当あて

＜電子メールの場合＞

「hqt-ryokakuryokaku@gxb.mlit.go.jp」宛

メールの件名（題名）を必ず「タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業 申請書」としてください。

4 審査方法

審査は、原則として応募書類に基づいて行いますが、必要に応じてヒアリング等を実施するほか、追加資料の提出を求めることがあります。

【お問い合わせ先】

物流・自動車局旅客課 能勢、紙谷

代表：（03）5253-8111（内線41263）

直通：（03）5253-8571